

産婦・乳幼児健康診査支援事業（5歳児健診）

- 5歳児健診は母子保健法に基づく任意の事業であり、国は令和10年度までに全国実施を目指している
- 健診において所見が認められた場合、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が必要
- 都は、令和7年度から区市町村支援（費用補助）を開始

令和8年度取組

（区市町村支援）

令和8年度予算額 167,684千円（産婦・乳幼児健康診査支援事業）の内数

継

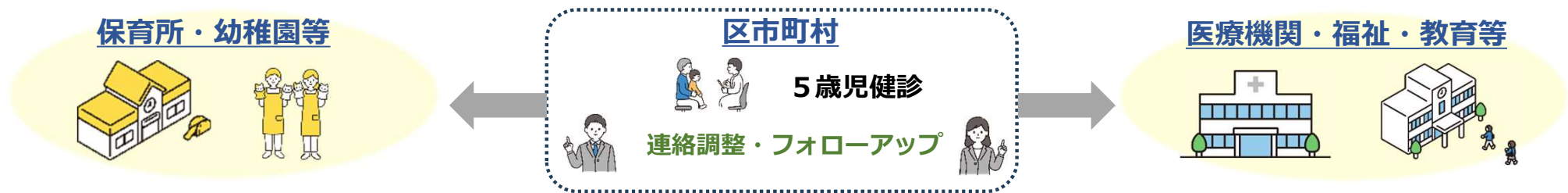
① コーディネーター配置にかかる費用の補助

健診実施やフォローアップに当たっての関係機関との連携促進を行う**コーディネーター配置**に係る費用を補助 【補助基準額：9,274千円／1自治体 補助率：都10/10】

継

② 普及啓発に要する費用の補助

健診の意義や健診後のフォローアップ体制の周知に係る**普及啓発**資材の作成・配布等に要する費用を補助 【補助基準額：1,000千円／1自治体 補助率：都1/2】



（都事業）

新

研修実施

5歳児健診従事者（医師・保健師・心理職等）への**研修**を実施